令和8年度税制改正　法人税　～地方拠点強化税制の見直し～

令和8年度税制改正が行われました。
その改正内容のうち、地方拠点強化税制の見直しの概要についてお知らせいたします。

地方拠点強化税制の見直し

(1)　制度の概要

地方拠点強化税制（オフィス減税）とは・・・

企業が本社機能(管理部門や調査企画部門等を有する事務所、研究所、研修所)の全部/一部を、
〇東京 23 区から地方に移転する場合、
〇地方で拡充/東京 23 区以外から地方に移転する場合、
に税額控除等の適用を受けることができます。

※ 都道府県から、一定の条件を満たす整備計画の認定を受けた企業が対象

オフィス減税の詳細は・・・

地方で本社機能を有する施設を整備する場合、建物等の取得価額に応じて、特別償却/税額控除を受けることができます。

対象となる施設：事務所、研究所、研修所
上記施設の新設と併せて整備する子育て施設
※ 業種に制約はありませんが、工場や店舗は対象外です。

対象となる整備方法
- 新築、増築、新築の購入
- 中古資産の購入・改修（令和８年度から追加）

※改修は中古資産の購入に伴うものが対象であり、改修のみは対象外です。

〇 東京 23 区から地方へ移転する場合（移転型事業）
新築等：特別償却：２５％ or 税額控除：７％
中古資産の購入・改修：特別償却１５％or 税額控除 ４％

〇 地方で拡充する場合/東京 23 区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）
新築等：特別償却：１５％ or 税額控除：４％
中古資産の購入・改修：特別償却１０％or 税額控除 ２％

適用対象資産の取得価額の合計額が、大企業４，５００万円以上、中小企業１，０００万円以上が対象

(2)　オフィス減税の上乗せ措置

令和８年度から、一定の要件（雇用増加数等）を満たす場合に、税額控除率等を引き上げる措置が受けられます

- 対象となる整備方法：新築等
※中古資産の購入・改修は対象外

〇 東京 23 区から地方へ移転する場合（移転型事業）
特別償却：２５％ or 税額控除：７％→８％
〇 地方で拡充する場合/東京 23 区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）
特別償却：１５％→２０％ or 税額控除：４％→５％

※大企業：取得価額の合計額が１０億円以上かつ特定業務施設で勤務する従業員が６０人以上増加の場合
※中小企業：特定業務施設で勤務する従業員が２０人以上増加の場合

【適用時期】

令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの間に特定業務設備計画の認定を受けた法人が、その認定日の翌日から ３ 年以内に地方において事務所等の特定業務施設を整備した場合について適用されます。